

平成 27 年度県原子力防災訓練結果について

平成 27 年 11 月に実施された福島県原子力防災訓練に、檜葉町は暫定重点区域市町村として各訓練に参加。また、実動訓練には町避難計画・マニュアルに該当する部署（班）が参観を実施。

1. 実施概要

別紙参照

2. 檜葉町参加・参観訓練

1 日目

(1) 緊急時通信訓練

原子力災害対策特別措置法第 10 条通報、同法第 15 条及び国、県からの指示文書の通報連絡訓練を行う事で、防災担当者の緊急時対応能力を高めることを目的とする。

緊急時通信連絡システム、TV 会議システム、衛星回線を使用し訓練を実施。

(2) 広報訓練

緊急時において、防災関係機関が連携して住民等に対する情報提供、広報等を迅速かつ的確に実施する事を目的とする。

防災行政無線、広報車、緊急エリアメールを使用し訓練を実施。

2 日目

いわき市小川地区にて一時集合場所の運営及び避難訓練の参観。また、避難先である三春町、柳津町にて避難所開設及び避難者受け入れ訓練の参観を実施。

※別紙写真参照 1～3

3. 考察

・緊急時通信訓練

今回は県原子力防災訓練の一環として通信訓練が実施され、関係機関での TV 会議も開かれ、非常に緊迫感のある訓練となった。また、15 条事象発生時における一連の流れを確認する事が出来、知識向上にも繋がった。

しかし、衛星電話の充実を今後求めていくという課題も見えた。訓練に先立ち、町役場に 2 台配置してある衛星電話の電波状況を確認したが、電波状況が悪い日もあった。必ずつながる環境作りをしていくよう、県と協議を進めていく。

・広報訓練

町広域避難計画内では広報活動担当班は情報班になる事から、今回の訓練でも情報班となる部署が実施し、訓練担当部署となる環境防災課職員が広報実施における補助を行った。それぞれの事象発生に合わせ、防災行政無線、広報車での広報をそれぞれ 3 回実施。

また、双葉広域消防も同じく広報車での広報を実施するため、事前にお互いのルートの確認し、スムーズに実施する事が出来た。

今後の課題としては、職員の補助が無くても広報活動が実施出来るよう熟知を広め、日頃より常に行動が取れるようにする事が必要となる。

・訓練参観

いわき市小川地区での一時集合場所運営・避難訓練の参観をし、住民誘導の行動要領の理解を深めた。また、町広域避難計画内では避難所の開設は避難先市町村が実施し、避難元市町村が速やかに引き継ぐものとしているため、避難先での訓練参観も実施。設置から避難者受け入れまでの流れを確認する事が出来た。

今後の課題としては、今回関係部署が訓練の参加・参観を実施したが、まだまだ災害発生に伴う、職員が取るべき行動の理解が乏しいのが現状である。対策として、来年度も県原子力防災訓練に参加するほか、職員向け訓練として、災害対策本部訓練を実施し、災害発生時には職員初動マニュアルに沿った行動を実践出来るよう職員の知識向上を図り、震災を教訓とした組織作りをしていく。

平成27年度福島県原子力防災訓練実施概要

1 目的

東日本大震災後に修正を重ねてきた福島県地域防災計画（原子力災害対策編）及び平成26年度に策定、改定した「暫定重点区域における福島県原子力災害広域避難計画」（以下、「県広域避難計画」）等に基づき、本県における国、県、市町村及び防災関係機関の防災体制の確立と関係職員の対応能力の向上、また、住民に対し、原子力災害時取るべき行動の周知を図ることを目的として実施する。

2 実施日時・予定場所

(1) 訓練実施時期

1日目：平成27年11月26日（木）13時00分～16時00分頃

2日目：平成27年11月28日（土）8時30分～13時00分頃

(2) 訓練実施場所

1日目：福島県自治会館、いわき市及び暫定重点区域市町村ほか関係機関

2日目：いわき市、柳津町、三春町

3 主催

福島県、いわき市

4 訓練参加機関（順不同）

原子力規制庁、内閣府、原子力災害現地対策本部、いわき市、田村市、南相馬市、川俣町、広野町、楡葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村、飯舘村、柳津町、三春町、福島県立医科大学附属病院、福島県医師会、福島県薬剤師会、福島県看護協会、福島県診療放射線技師会、日本赤十字社福島県支部、福島県バス協会、陸上自衛隊、海上保安庁福島海上保安部、東日本高速道路株式会社東北支社、福島地方气象台、福島県警察本部、福島市消防本部、郡山地方広域消防組合消防本部、いわき市消防本部、伊達地方消防組合消防本部、双葉地方広域市町村圏組合消防本部、相馬地方広域消防本部、東京電力株式会社、福島県他 計125機関 約1,000名

5 訓練想定（発災施設：東京電力株式会社福島第二原子力発電所）

福島県浜通りを震源とした震度6強の地震を観測し（津波の影響はなし）、福島第二原子力発電所の4号機使用済燃料プール冷却系停止及び燃料プール水の漏えいが発生。その後、原因の特定、復旧（水位維持）が出来ない状態となる。この状態が原子力災害対策特別措置法（以下、「原災法」）第10条に定める特定事象（施設敷地緊急事態）と判断された。

復旧活動は継続しているが、原因の特定及び復旧（水位維持）が出来ず、水位低下が継続し、燃料集合体の頂部から上方2mまで水位低下を確認。さらに、発電所敷地境界周辺のモニタリングポストの指示値が上昇していることが確認された（原因は特定出来ず）。

この状態が原災法第15条に定める特定事象（全面緊急事態）と判断され、楡葉町、富岡町の一部（PAZ）に避難指示が出された。

また、緊急時モニタリングを実施したところ、福島第二原子力発電所南西方向において、 $20\mu\text{Sv/h}$ 超が計測された地域があり、国、県、市町村等関係機関協議のもと、原子力災害対策本部から、楡葉町、富岡町、広野町の全域及びいわき市小川町に避難指示（一時移転）が出された（訓練ではいわき市小川町のみ避難を実施する）。

6 重点訓練項目

- (1) 高速道路を使用した住民避難の検証
- (2) 受入先市町村における避難所及び避難中継所の設置運営
- (3) 避難退域時検査（スクリーニング）場所の設置運営
- (4) 医療中継拠点の設置運営

7 訓練内容

(ア) 1日目（平成27年11月26日（木））

(1) 災害対策本部設置運営訓練

県は福島県自治会館に災害対策本部を、暫定重点区域市町村は各庁舎に災害対策本部を設置運営する訓練を行う。各本部とオフサイトセンターをテレビ会議システムで結び、情報の共有化、対策の調整等を行う。

(2) 緊急時通信連絡訓練

安全確保協定に基づく通報連絡、原災法に基づく第10条通報、同法第15条通報及び国からの指示文書等の通信連絡訓練を行う。

(3) 緊急時モニタリング訓練

緊急時モニタリングセンター（EMC）の設置・運営、緊急時モニタリング実施計画の作成及びモニタリング要員による現地での自動車走行モニタリング訓練等を行う。

(4) 広報訓練

関係市町村、警察、消防、事業者等において、防災行政無線、広報車、緊急エリアメール等を使用した住民等への広報訓練（事故の概要、避難指示等）を行う。

(イ) 2日目（平成27年11月28日（土））

(1) 住民避難訓練

① 広報訓練

県広域避難計画、いわき市避難計画等に基づき、いわき市小川町住民を対象とした広報訓練を行う。

② 住民避難訓練

県広域避難計画、いわき市避難計画等に基づき、いわき市小川町住民を対象として、避難ルートの一つである高速道路を使用し、県広域避難計画で定める避難先自治体の一つである柳津町への住民避難訓練を実施する。また、いわき市小川町住民の一部については、同市四倉町の避難先自治体である三春町への住民避難訓練を実施する。なお、一時集合場所においては、いわき市災害対策地区本部による要支援者の避難状況確認を行う。さらに、避難途中において住民が一時休憩し、添乗職員が本部等に対し通過地点の通過時刻や避難者の容体等について連絡するためのポイントを避難経路上に設置する。

③住民輸送訓練

自家用車での避難が困難な住民に対して、バス、陸上自衛隊車両、ヘリ等を利用して、いわき市避難計画で定める一時集合場所等から避難所までの輸送訓練を行う。
なお、傷病者の発生も想定し、医療中継拠点までの傷病者搬送訓練を行う。

④避難所及び避難中継所設置運営訓練

県広域避難計画で定めるいわき市小川町の避難先自治体の一つである柳津町において、避難所及び避難中継所を開設し、避難所への割り振り及び避難者受け入れ訓練を行う。加えて、同市四倉町の避難先自治体である三春町に仮想の避難所及び避難中継所を開設し、避難所への割り振り及び避難者受け入れ訓練を行う。

(2) 緊急被ばく医療活動訓練

①避難退域時検査（スクリーニング）訓練

避難退域時検査（スクリーニング）場所を設置し、避難者の避難退域時検査（スクリーニング）及び簡易除染を行う。併せて、車両用ゲート型モニタ等を使用した車両の検査及び簡易除染についても行う。

②医療中継拠点設置運営訓練

避難に際して、傷病者等へ対応するため、医療中継拠点の設置運営訓練を行うとともに、症状に応じた搬送訓練を行う。

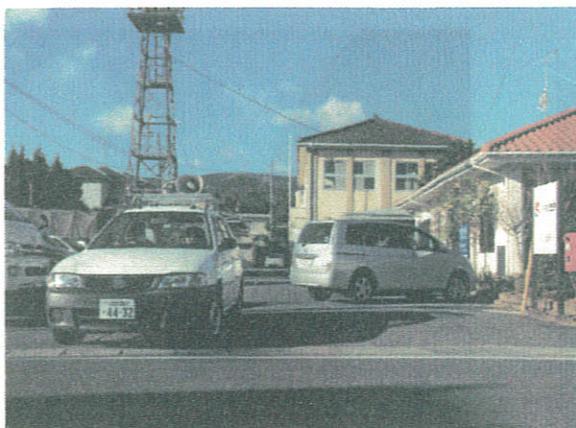
8 訓練の中止

- (1) 訓練前（訓練当日）及び訓練中に浜通り及び訓練実施地域に警報が発令されたとき（海上の警報を除く）。
- (2) 訓練前（訓練当日）及び訓練中に県内に震度4以上の地震が発生し、被害が確認され、その対策を要するとき。
- (3) 訓練前（訓練当日）及び訓練中に県内に災害が発生し、又は発生するおそれがあり、その対策を要するとき。
- (4) その他、主催者が中止とすることが適当と判断したとき。
- (5) 訓練中止の場合、1日目については、訓練当日にFAXで関係機関に連絡することとし、2日目については、訓練当日の朝6時30分までに福島県ホームページに掲載する。

9 訓練実施の中断

- (1) 訓練の実施中に事故が発生し、主催者が訓練継続困難と判断したとき。
- (2) 県内に津波注意報が発令され、主催者が訓練継続困難と判断したとき。
- (3) その他、主催者が中心に関係機関で協議のうえ、中断することが適当と判断したとき。

訓練2日目(平成27年11月28日)
〇いわき市



広報訓練(車両による住民広報)
(いわき市役所小川支所)



保護者引き渡し訓練
(小川中学校)



住民避難訓練(一時集合場所での受付)
(小川中学校)



住民避難訓練(避難用バスによる避難)
(小川中学校)



住民輸送訓練(傷病者搬送)
(小川中学校)



住民輸送訓練(救急車両)
(小川中学校)

訓練2日目(平成27年11月28日)
○三春町



避難退域時検査(流水を用いた簡易除染)
(三春町運動公園駐車場)



避難退域時検査(指定箇所検査)
(三春町運動公園駐車場)



医療中継拠点(全体)
(三春町民体育館)



避難退域時検査(住民スクリーニング)
(三春町運動公園談話室)



避難中継所(避難所への割り振り)
(三春町民体育館)



避難所(住民の受付)
(三春町民体育館)

訓練2日目(平成27年11月28日)
○柳津町



柳津町訓練会場(外観)
(やないづふれあい館)



避難退域時検査(指定箇所検査)
(やないづふれあい館)



避難退域時検査(住民スクリーニング)
(やないづふれあい館)



避難中継所(避難所への割り振り)
(やないづふれあい館)



避難所(住民の受付、誘導)
(やないづふれあい館)



原子力防災資機材展示・説明
(やないづふれあい館)